

市民税・県民税申告書の記入例

○書き方が分からぬ場合は、赤枠内(住所・氏名欄、扶養親族欄)のみ記入の上、収入の分かる書類(源泉徴収票など)と申告する控除の証明書を添付してご提出ください。
(注) 証明書等で確認できない項目は適用されません。

申告される方のマイナンバーの記載+本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。

【マイナンバーカードをお持ちの方】マイナンバーカード1点で本人確認ができます。

【マイナンバーカードをお持ちでない方】以下の2点の書類が必要となります。

番号確認書類
(通知カード、住民票の写しなど) + 身元確認書類
(運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

※通知カードは、住民票の記載内容と一致する場合に限ります。

住所、氏名、個人番号、電話番号等を記入してください。

受付印		現住所	安城市桜町18番23号		台帳番号	姓 名 番 号
安城市長		令和8年1月1日の住所	同上		電話番号	0566-76-1111
年月日提出		フリガナ	アンジョウ タロウ		生年月日	
氏名		安城 太郎		S.45.12.1		
1 所得金額						
所得の種類	収入金額(円)	必要経費(円)	控除(円)	市記入欄		
給与	1,000,000	源泉徴収票を添付してください。 源泉徴収票のない方は、裏面5にも記入してください。				
専従者給与						
公的年金等	1,600,000	遺族・障害年金等は、含みません。				
職業						
その他						
営業等						
農業	600,000	100,000				
不動産						
(該当に○) 利子・配当・一時・経常譲渡(短期・長期)				特別控除額		
※分離課税分等は、裏面9に記入してください。						
2 所得から差し引かれる金額(控除を受ける場合は、証明書等が必要です)						
雑損控除	損害額	円	保険金等補填額	円	市記入欄	
医療費控除	支払った医療費	円	保険金等補填額	円		
社会保険料控除	支払額	円	保険金等補填額	円		
生命保険料控除(支払額を記入)	新一般生命	150,000円	新個人年金	円	介護医療	円
	旧一般生命	円	旧個人年金	122,500円		
地震保険料控除(支払額を記入)	地震保険料	20,000円	旧長期損害保険料	円		
※下記赤枠内が未記入の場合は、年末調整済みの給与源泉徴収票又は確定申告書の内容が反映されます。 なお、判定の時期は、令和7年12月31日の現況です。						
□寡婦控除	死別・離別・生死不明	□ひとり親控除	□勤労学生控除	□本人障害控除	市記入欄	
配偶者の氏名	生年月日	同居別居(別居の場合の住所)	障害者控除	取消		
安城花子	平成45.6.1	□同居 □別居()	身体・精神・療育	取消		
123456789123			取消			
配偶者の合計所得金額	460,000円	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	□			
扶養親族の氏名(マイナンバー)	生年月日	続柄	同居・別居(別居の場合の住所)	障害者控除	市記入欄	
安城一郎	平成13.9.1	子	□同居 □別居()	身体・精神・療育		
123456789456			取消			
扶養親族の合計所得金額	700,000円	特定扶養親族	□同居 □別居()	身体・精神・療育	市記入欄	
扶養親族の氏名(マイナンバー)	生年月日	続柄	同居・別居(別居の場合の住所)	障害者控除	市記入欄	
安城二郎	平成16.10.1	子	□同居 □別居()	身体・精神・療育	市記入欄	
123456789789			取消			
扶養親族の合計所得金額	700,000円	特定扶養親族	□同居 □別居()	身体・精神・療育	市記入欄	
扶養親族のマイナンバーや本人確認書類の提示、または写しの添付は必要ありません。						
3 市民税・県民税の納付方法						
給与・年金所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の人は、必ず記入してください。)の所得に係る市民税・県民税の納付方法						
□自分で納付する(普通徴収) □給与から差引き(特別徴収)						
4 収入がなかった人の記入欄(収入のなかった人は、必ず記入してください。)						
1 次の人の扶養又は送りを受けている。 住所 氏名						
2 次のいずれかの給付等を受けている。 住所 氏名						
3 左1.2に該当しない場合は、生活費をどのように工面していましたか。 年額 その他()						
4 左1.2に該当しない場合は、生活費をどのように工面していましたか。 年額 その他()						
※裏面にも記入する欄があります。						

(注)赤枠内が未記入の場合、年末調整済みの給与所得の源泉徴収票または確定申告書の内容が反映されます。既に扶養している親族を外す場合は、氏名等を記入の上、右記の取消に○印を付けてください。

令和7年中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。

1 所得金額の説明

○収入金額と必要経費を記入してください。

種類	内容	記入上の注意
給与	・給料、賃金、賞与などから生ずる所得	・源泉徴収票の支払金額を記入してください。 ・日給の人は日給額から年間の金額を計算してください。 ※源泉徴収票を添付してください。
公的年金等	・年金、恩給などから生ずる所得	・源泉徴収票の支払金額を記入してください。 ※源泉徴収票を添付してください。
職業	・副業に係る、営利を目的とした継続的な所得	・「必要経費」があれば記入してください。
その他	・生命保険の年金(個人年金保険)や暗号資産取引などの所得	・「必要経費」があれば記入してください。
営業等	・卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、建設業、運輸業、金融業、サービス業など営業から生ずる所得 ・医師、税理士、作家、内職、家庭教師、ホステス、大工、各種外交員など事業から生ずる所得	・「必要経費」には、販売した商品の原価、粗利公課、雇人費、地代、家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など営業や事業による収入をあげるために必要な経費等が含まれます。 ・家内労働者、外交員、集金人、電力料金の換算人等の個人は、最高65万円を必要経費とすることができます。
農業	・農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	・「必要経費」には、種苗・肥料の購入費、雇人費、農機具等の減価償却費などが含まれます。
不動産	・賃貸家・貸店舗、アパート、貸地などから生ずる所得 ・(営農などに貸している)農地の賃貸による収入	・「必要経費」には固定資産税、損害保険料、修繕費、管理費、減価償却費、借入金の利子、不動産賃貸費用等が含まれます。
利子	・預貯金の利子や貸付信託の分配金などから生ずる所得	・収入金額がそのまま所得となります。
配当	・株式、出資金などの収益の分配から生ずる所得	・未公開株式で、令和7年中に支払いを受けた配当については必ず記入してください。 ・「必要経費」には、株式などの元本を取得するための負債の利子がある場合はその利子額が含まれます。
一時	・賞金、懸賞賞金、競馬・競輪の払戻金、生命保険契約の満期返戻金などの一時的な所得	・特別控除額50万円適用できます。
総合譲渡	・土地、建物等以外の譲渡所得で、車両、機械、営業権、著作権、ゴルフ会員権などの資産の譲渡から生ずる所得	・取得日から5年以内に譲渡されたことによる所得は短期、5年超の譲渡は長期に○を記入してください。 ・短期と長期を合わせて特別控除額50万円適用できます。

2 所得から差し引かれる金額の説明

○記載項目欄のみ記入してください。支払額等から算出する控除額の計算は不要です。

○申告書の赤枠内(本人該当の控除・扶養控除欄)には、該当あれば必ず記入してください。

種類	内容	記入上の注意
配偶者控除	・令和7年中のあなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下のあなたが生計を一にする配偶者を扶養している場合に受けられる控除。 (他の納税者の扶養親族とされる人、青色事業専従者および白色事業専従者は除きます。)	・あなたが扶養している親族欄に、配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー等を記入してください。 ・配偶者控除額については、あなたの合計所得金額に応じて下記額が控除されます。 ・配偶者控除額・・・・・ 最高33万円 ・老人配偶者控除額・・・・・ 最高38万円 (老人配偶者:配偶者のうち、昭和31年1月1日以前に生まれた人)
配偶者特別控除	・令和7年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡した日)現在の現況で判定します。	・あなたが扶養している親族欄に、配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー等を記入してください。 ・配偶者特別控除額については、あなたの合計所得金額に応じて、最高33万円が控除されます。
扶養控除	・あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたが生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円を超える人の場合に受けられる控除。 (青色事業専従者および白色事業専従者は除きます。)	・あなたが扶養している親族欄に、扶養親族の氏名、生年月日、マイナンバー等を記入してください。 ・扶養控除額については、下記表をご覧ください。 ・16歳未満の扶養親族については控除額はありませんが、非課税判定の対象になりますので忘れずに記入してください。
特定親族特別控除	・あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたが生計を一にする親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である人の場合に受けられる控除。 (他の納税者の扶養親族とされる人、青色事業専従者および白色事業専従者は除きます。)	・あなたが扶養している親族欄に、特定親族の氏名、生年月日、マイナンバー等を記入してください。 ・控除額については下記表をご覧ください。 ・16歳未満の扶養親族については控除額はありませんが、非課税判定の対象になりますので忘れずに記入してください。
基礎控除	・納税義務者の所得に応じて、受けられる控除	・基礎控除額・・・・・ 0円~43万円
参考:扶養控除額		
年少扶養	16歳未満: 平成22年1月2日以後に生まれた人	0円
一般扶養	16歳以上: 平成22年1月1日以前に生まれた人(特定・老人扶養を除く。)	33万円
特定扶養	19歳以上23歳未満: 平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前に生まれた人	45万円
老人扶養	70歳以上: 昭和31年1月1日以前に生まれた人	38万円
同居老親	老人扶養親族のうち、あなたまたは配偶者の直系尊属で、かつ、あなたまたは配偶者と同居している人	45万円